

平成 2 9 年度下呂市財政健全化及び
経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

平成 3 0 年 8 月 2 3 日

下 呂 市 監 査 委 員

監査第 29 号
平成 30 年 8 月 23 日

下呂市長 服 部 秀 洋 様

下呂市監査委員 杉 山 好 巳
下呂市監査委員 中 島 博 隆

平成 29 年度財政健全化及び経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 29 年度下呂市健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

平成 29 年度 財政健全化及び経営健全化審査意見

1 審査の対象

審査は、提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成 30 年 7 月 20 日から平成 30 年 8 月 8 日まで

3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

区 分	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	1 2 . 8 9
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	1 7 . 8 9
実 質 公 債 費 比 率	1 3 . 3	1 2 . 8	2 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	0 . 8	3 5 0 . 0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がなく、また、将来負担比率については、将来負担額に充当可能な財源額が、将来負担額を上回っているため、「—」と表示している。

(2) 資金不足比率

(単位:%)

区 分	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	2 0 . 0
下呂温泉合掌村事業会計	—	—	2 0 . 0
金 山 病 院 事 業 会 計	—	—	2 0 . 0
簡易水道事業特別会計	—	—	2 0 . 0
下水道事業特別会計	—	—	2 0 . 0

資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示している。